

# 江東区亀高第二保育園指定管理者募集要項

## 1 趣 旨

江東区は、良質な民間活力を活用した効率的で質の高い保育サービスを提供するため、指定管理者制度を用いて、「江東区亀高第二保育園」を公設民営化することといたしました。

この指定管理者として、認可保育所の安定した運営に実績があり、確実に事業を継続できる法人を募集いたします。

## 2 応募資格等

### (1) 応募資格

令和7年4月1日時点で、東京都又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県・茨城県）において、

- ①今回募集する保育所と同程度の規模の認可保育所（0歳を含む）の運営実績が6年以上あること。
- ②認可保育所（小規模保育事業所を除く）3園以上の運営実績があること。

### (2) 欠格条項

法人またはその代表者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- ① 民法上の行為能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人
- ⑧ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人
- ⑨ 法人全体の財務状況について、直近の会計年度からの決算において、損益計算書の当期純利益が3年以上連続して損失を計上している又は直近の会計年度の決算において債務超過を生じている法人

### 3 所在地及び施設概要

《現在》

所在地	東京都江東区北砂五丁目 20 番 10-101 号
建物構造	鉄筋コンクリート造 10 階建（公団）のうち 1 階部分
開設年度	昭和 53 年
敷地面積	1,676.32 m <sup>2</sup>
延床面積	828.95 m <sup>2</sup>
園庭面積	550.63 m <sup>2</sup>
平面図	別紙のとおり（応募意向のある事業者にのみ提供）
現行定員	109 名（令和 8 年 4 月より 108 名予定）

※亀高第二保育園は大規模改修を予定しており、改修期間中である令和 7 年度半ばから令和 8 年度半ばまでは、砂町文化センター敷地内にある仮設園舎にて保育を実施予定です。工事完了後は、改修後の現園舎に戻ります。

### 4 運營業務開始日等（予定）

- (1) 移行準備期間 令和 8 年 4 月～令和 10 年 3 月  
移行にあたって必要な準備期間。区・保護者・法人の三者による（仮称）懇談会などを実施し、2 年間をかけ移行の準備を行う。
- (2) 合同保育期間 令和 9 年 10 月～令和 10 年 3 月  
法人職員が当該保育園で合同保育を実施するなど、保育業務の引継ぎを行う期間。  
※合同保育は改修後の現園舎で行います。
- (3) 運營業務開始日 令和 10 年 4 月 1 日

### 5 指定期間

令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までとする。

### 6 指定条件

以下のとおり、令和 10 年 4 月 1 日から運営できるようにすること。

- (1) 運営  
保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下の事業内容で保育園の運営を行う。保育園運營業務のうち調理業務は、受託者の直営かつ園内調理とし、児童の発達状況、摂取状況、アレルギー等に応じて提供すること。
  - ① 児童定員 108 名（0 歳 11 名、1 歳 16 名、2 歳 18 名、3 歳 21 名、4 歳 21 名、5 歳 21 名）

- ② 開所時間 11 時間保育：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分  
延長保育：午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
- ③ 特別保育事業
- ア 産休明け保育
  - イ 延長保育（2 時間とし、0 歳児についても対象とし、受託児童数に応じた適正な職員配置のもとに、希望する全児童について対応すること。園内調理の補食（軽食）を提供すること。）  
スポット延長保育を合わせて実施すること。
  - ウ 障害児保育
  - エ 緊急一時保育（江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱に基づき実施すること。）
  - オ その他上記以外で予定の自主事業を提案すること。

※オ その他自主事業の開始時期については、（仮称）懇談会で協議する。  
※区が必要とする事業について、積極的な実施を検討すること。

## (2) 職員配置

- ① 令和 10 年 4 月の児童定員予定数 108 名に対応した、区基準の常勤職員配置と同等以上とすること。（募集要項でいう「常勤職員」及び「非常勤職員」は法人直接雇用の職員であり、委託や派遣は不可）

必要配置職員数は以下のとおりである。（「非常勤」と明記していないものは全て常勤職員とする）。なお、常勤職員は法人の運営する既存園から複数名を異動させ、配置するよう努力すること。

また、現亀高第二保育園における調理は共通献立表を使用し提供している。職員配置にあたっては、2 時間延長保育における補食（軽食）の提供を考慮すること。

### 【必要配置職員数・児童定員 108 名】

(ア) 認可上の基準職員（国による加算を含む）

施設長 1 名、保育士 14 名（内非常勤 1 名）、調理員 2 名、嘱託医 1 名

(イ) 区が求めている職員

保育士 8 名（内非常勤 1 名）、調理員 2 名、嘱託歯科医 1 名、看護師 1 名

(ウ) 必要職員数合計

施設長 1 名、保育士 22 名（内非常勤 2 名）、調理員 4 名、嘱託医 1 名、嘱託歯科医 1 名、看護師 1 名

なお、上記の職員数は令和 6 年度時点での配置基準を基に積算したものであり、民営化時点の職員数については別途決定するものとする。

- ② 園長は、専任とし、12 年以上の保育実務経験を有するよう努力し、概ね過去 5 年以上の認可保育所における施設長としての経験を有し、良好な勤務実績を有すること。

主任保育士は、常勤とし、12 年以上の保育実務経験を有するよう努力す

ること。その他の常勤保育士は、相当の経験（平均経験年数6年以上となるよう努力すること）を有する職員を配置すること。なお、園全体及びクラスごとの保育士配置について、経験及び年齢のバランスを考慮すること。

- ③ 常勤保育士（主任保育士を含む）の各クラスの配置は、年齢別定員に対する区配置基準に準ずること。
- ④ 認可保育所での実務経験を有する看護師又は保健師を配置すること。
- ⑤ 用務（園舎の維持管理等）を行う職員を配置すること。（保育士等が行うことも可とするが、必要配置職員数に含めることは不可とする。）
- ⑥ 保育園給食の実務（0歳児含む。）の経験を有する常勤栄養士及び調理員を配置すること。
- ⑦ 常勤職員の勤務体制等により、非常勤職員・パート職員を配置すること。
- ⑧ 延長保育、スポット延長保育、その他の自主事業の実施にあたっては、職員数について（仮称）懇談会において十分協議すること。

### (3) 法令等の遵守

- ① 児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、子ども・子育て支援法、東京都「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」、江東区「江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等関係法令に適合すること。
- ③ 江東区私立保育所補助要綱（従前の東京都の「東京都保育所事業実施要綱」及び「保育所運営費補助要綱」）の基準を満たすこと。なお、関連法令の改正等、事業開始までに制度変更があった際は、上記基準の趣旨に則り、より高い基準を採用する。

### (4) 運営費等

保育園の運営経費として、以下の経費相当額を支払う。

- ① 子ども・子育て支援法による国公定価格に基づく支弁額
- ② 江東区私立保育所各要綱に定める各種加算額
- ③ その他、江東区私立・公設民営保育所緊急一時保育実施要綱、江東区延長保育事業費補助要綱等に定める事業を実施した場合は、各制度に定める額
- ④ その他、区との協議に基づく経費  
なお、関連法令の改正による制度改正に伴い、これらの運営費算定・支払い方法が変更された際には、変更内容に準じて算定するものとする。

### (5) 引継ぎ

- ① 合同保育期間において、亀高第二保育園に職員を配置すること。園長・主任保育士・保育士については、配置前までに採用もしくは内定をした上で、法人での研修を完了しておくこと。また、合同保育開始日以降、配置

される職員が常時勤務できる態勢を整えること。

- ② 既存園との引継ぎに関する詳細な事項は、別途、区及び保護者と十分協議し行うこと。
- ③ 合同保育期間以外の調整に経費が生じる場合は、別途区と協議すること。

(6) その他

- ① 現行の保育事業の継続性を保つこと。（「亀高第二保育園における現行保育事業の主要指標について」参照）
- ② 運營業務開始後においては、保育園運営に関する第三者評価を受審すること（令和10年度受審を予定）。
- ③ 受託決定後、運営開始までの期間（令和8年4月～令和10年3月）に保護者、江東区職員及び受託者側職員の三者で開催する（仮称）懇談会等に参加すること。
- ④ 施設の修繕に要する経費は、事業者の負担とし、施設構造にかかる大規模修繕等は区が行う。
- ⑤ 自治会活動への積極的な協力・連携を行うこと。
- ⑥ 現在、使用済み紙おむつは園で廃棄処分をしており、保護者の負担軽減・衛生面の不安解消を図っているため、取り組みを継続すること。
- ⑦ 物品や食材等の購入にあたっては、区内事業者の積極的な活用を図ること。

## 7 提出書類等（書類番号1～36）

- (1) 指定管理者指定申請書……………別記1号様式
  
- (2) 法人に関する書類
  - 1 登記簿謄本
  - 2 印鑑証明
  - 3 宣誓書【別紙様式1】
  - 4 定款又はこれに類する書類(最新のもの)
  - 5 納税証明書 国税（その1を直近3年分）  
※ない場合はその旨を記載して提出すること
  - 6 預貯金残高証明書（令和7年4月1日現在）
  - 7 予算書（令和5・6・7年度）
  - 8 決算書（令和4・5・6年度：グループ法人による連結決算をしている場合は、親法人の作成した連結決算書を含む）
  - 9 事業計画書（令和7年度。法人として取り組む具体的な事業の内容が把握できるもの。また、今後新たな事業を開始する予定がある場合はその計画概要。）
  - 10 事業報告書（令和6年度。事業計画の実績を記載したもの。ただし作

成している場合。)

- 11 法人の事業経歴・事業概要（法人の事業理念、業容・業態のわかるもの、社会福祉法人現況報告書・社会福祉法人調査書相当の内容）
- 12 法人代表者の履歴又は経歴がわかるもの
- 13 就業規則及び人件費規程（保育園部分）
- 14 令和7年4月時点における保育園会計に関する経理規程
- 15 収支計画書（事業を受託した場合の5年分（本施設単独での試算））
- 16 法人所属職員の職種別平均給与額及び職種別平均年齢一覧表
- 17 常勤職員の離職率と離職の理由【別紙様式2】

(3) 現在運営している施設の状況に関する書類

※ 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県の認可保育所1園分（複数運営している場合は、定員108名により近い園）の書類を提出して下さい。

- 18 園規則
- 19 令和6年度施設調査書（写）（保育園書類監査資料として、自治体の該当部署に提出している書類であれば、名称が違っていても結構です。）
- 20 令和6年度保育計画
- 21 令和6年度年間指導計画（0歳、1歳又は2歳、3歳）
- 22 令和6年度保健指導計画
- 23 令和6年度保護者会計画
- 24 園だより等地域及び家庭向け情報提供書類（令和6年4月～6月分）
- 25 乳児クラスのデイリープログラムとそれに対する職員の動き（1歳）
- 26 保育園のしおり・パンフレット
- 27 職員会議録（令和6年4月・5月分）
- 28 献立表（0歳児用・幼児用 令和6年4月～6月分）
- 29 安全衛生健康管理などのマニュアル（例：感染症マニュアル、安全対策マニュアル、保健業務マニュアル、苦情対応マニュアルなど）
- 30 職員研修実績報告書
- 31 国・地方公共団体の監査・指導当局からの直近の指摘事項書類及び改善報告に関する書類（無ければその旨を記載）

(4) 本園を運営した場合の計画書

32 職員配置表(案)【別紙様式3】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 常勤職員、非常勤職員、パートなど各年齢別に記載する。</li><li>② 職員の経験年数を記載する。</li><li>③ 求める職員の資質、運営開始に必要な職員配置・採用の考え方を記載する。</li></ol> |
|---|

33 職員勤務ローテーション表(案)

(以下の【時間別在園児童数(想定)】表の在園児童数を想定し、保育士・栄養士及び調理員について、常勤職員、非常勤職員、パートなど

各年齢別・時間別のローテーション表を作成する。)

【時間別在園児童数(想定)】 ※108名定員

	7:30～ 8:00	8:00～ 8:45	8:45～ 17:00	17:00～ 18:00	18:00～ 18:30	18:30～ 19:30	19:30～ 20:30
0歳	4	9	11	9	7	4	2
1歳	6	13	16	13	10	6	3
2歳	7	14	18	14	11	7	4
3歳	8	17	21	17	13	8	4
4歳	8	17	21	17	13	8	4
5歳	8	17	21	17	13	8	4
計	41	87	108	87	67	41	21

(5) 運営企画書

34 保育園運営企画書……「江東区亀高第二保育園運営企画書の作成について」を参照。

(6) 移行準備計画書

35 移行準備計画書

公設民営化への円滑な移行が出来るよう、移行にかかる在園児の負担を軽減するため、令和8年4月～令和10年3月の間を移行準備期間とし、単年度毎に準備委託契約を結ぶ予定である。

記載項目については以下の内容を網羅することとし、表現は任意とする。以下の内容をA4判で15～30ページ程度にまとめること。

- ① 令和8年4月～令和10年3月の移行準備期間全体の計画の概要
- ② 令和8年4月～令和10年3月の移行準備の取り組み内容、目的、実施方法、人員配置、スケジュール
- ③ 令和9年4月～令和10年3月の移行準備の取り組み内容、目的、実施方法、人員配置、スケジュール
- ④ 令和9年10月～令和10年3月の合同保育計画、取り組み内容、目的、実施方法、人員配置、スケジュール（各月毎に6カ月分）

※ 準備委託契約の経費については、別途区と協議する。

※ 上記の移行準備計画を案とし、令和8年度に案について区・法人・保護者代表で協議の後、移行準備を開始していただきます。

(7) その他

36 その他、適宜、説明に必要な書類。

(8) 提出方法

- ① 書類番号1～10を3部、書類番号11～36を16部を提出。（それぞれ原

本1部を含む。)

- ② 綴じ方は、1部ずつA4判縦、左2箇所止めとし、わかりやすいように、右上に書類番号を付番し、インデックスを貼付すること。
- ③ パンフレット等、特に指定のない書類はA4判にコピーすること。

(9) 提出期限

- ① 決算書…令和7年6月13日(金) 午後5時厳守  
※ 応募の意向がある場合は、決算書(令和4・5・6年度:グループ法人による連結決算をしている場合は、親法人の作成した連結決算書を含む)を必ず提出してください。  
決算書の提出がない場合は、応募の意向なしとみなします。
- ② 指定申請書及び他の書類…令和7年6月26日(木) 午後5時厳守  
※ 予め持参日時を電話でお知らせください。

(10) 提出先及び問合せ先

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所 こども未来部保育政策課保育政策係(庁舎3階16番窓口)

電話 03-3647-9638(直通) FAX 03-3647-9282

メール 285000@city.koto.lg.jp

## 8 説明会等

(1) 施設見学会

- ① 開催日時 令和7年5月24日(土)  
午前10時00分から1時間程度
- ② 開催場所 施設(亀高第二保育園)現地

(2) 公募説明会

- ① 開催日時 令和7年5月29日(木)  
午後1時30分から1時間程度
- ② 開催場所 江東区文化センター6階 第3会議室  
施設見学会・公募説明会に参加される法人は、準備の都合上、令和7年5月22日(木)17時までに、法人名、法人所在地、参加を希望する会、参加人数、ご担当者名、メールアドレス、電話番号を明記の上、上記問合せ先あてメールにてご連絡ください。  
※メールの件名の先頭に【亀高第二指定管理】と付記願います。  
※質問事項がありましたら、事前に上記期日までにご提出願います。

## 9 選定方法・選定基準・スケジュール

- (1) 事業者より提出された書類、並びに現在法人が運営する施設の状況を選定委員会により審査し決定する。

(2) 選定基準（「選定基準」を参照）

(3) 審査方法

- ・ 事前提出された決算書による財務審査を実施し、審査通過法人のみ一次審査をする。
- ・ 第一次審査は、応募事業者から提出された書類のうち、法人に関する書類、本園を運営した場合の計画書、運営企画書、移行準備計画書をもとに審査をする。
- ・ 第二次審査は、第一次審査を通過した事業者のプレゼンテーション、ヒアリング、現在運営している保育園の視察等を実施する。
- ・ 第二次審査対象法人は、プレゼンテーションを令和7年7月下旬に予定しているため、準備をしておくこと。プレゼンテーションの内容等は以下のとおり。（ただし、状況によっては、実施方法等が変更となる可能性があることに留意のこと。）

※ 各法人約1時間程度（プレゼンテーション30分、質疑応答30分）

本園の管理・運営について、以下の項目をプレゼンテーションすること。

- ① 今回の応募の理由、意欲、法人の概要・沿革など。
  - ② 公設民営施設の指定管理者としての考え方（公共施設の管理者としての役割やあり方・・・地域の一員であること、区・公共の一部を担う自覚と責任について、区との協議・協力体制など。）
  - ③ 移行準備についての考え方と計画。
  - ④ 施設全体をどのように効率的に運営するか（経費節減のための工夫）。
  - ⑤ 保育園運営についての考え方（在園児を引き続き保育するにあたっての考え方、園で実施したい保育、運営にあたり重視したいこと、地域子育て支援やサービスアップに関する考え方など）。
  - ⑥ 職員配置計画について（職員採用など円滑な移行に向けて、どのような準備をしていくか、園の核となる園長や主任などの職員の配置についての考え方など）
- ・ また、ヒアリング及び現在運営している保育園の視察等を令和7年7月下旬に実施を予定しているため、対応すること。

(4) 選定スケジュール(予定)

令和7年5月12日(月)	公募告知(ホームページ)
5月13日(火)	公募開始
5月24日(土)	施設見学会
5月29日(木)	公募説明会
6月13日(金)	公募締切(決算書提出締切)
6月13日(金)～20日(金)	財務審査(審査後結果を通知)
6月26日(木)	一次審査書類提出期限
7月上旬～8月中旬	第一次審査・第二次審査
7月下旬	第二次審査対象法人 プレゼンテーション ヒアリング、既存園視察等
8月下旬	事業者選定
10月下旬	第三回区議会定例会議決により指定管 理者決定

10 提案内容の変更

法人の提案内容については、区と協議の上、変更する場合がある。

11 その他

- (1) 区は必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (2) 本応募に要する費用は、応募する事業者の負担とする。
- (3) 提出された文書等は、区の情報公開の対象文書となる。
- (4) 区に提出された文書等は、原則として返却しないものとする。
- (5) 審査の結果、該当なしとする場合がある。

## 【案内図】



## 亀高第二保育園における現行保育事業の主要指標について

現行保育事業内容		数値	
<b>職員配置</b>			
	施設長	1人	園児定数に応じて現在の亀高第二保育園における職員配置を継続する。現行で実施していない2時間延長保育については、算定されていない。実施時期に合わせて追加配置することを想定すること。常勤栄養士を少なくとも1人配置する。
	基準保育士(区加算1名を含む)	13人	
	11時間開所対応保育士	2人	
	保育充実保育士	1人	
	障害児保育対応保育士(区加算)	1人	
	産休明け保育対応保育士(区加算)	1人	
	延長保育対応保育士	2人	
	再任用短時間保育士	1人	
	調理職員	3人(アルバイト2名)	
	0歳調理員(区配置)	1人	
	用務職員(区配置)	再任用短時間1名	
<b>給食調理関係</b>			
	園内調理(給食・おやつ)		現行、給食は区の作成した共通献立を園内調理している。移行後は受託法人の直営かつ園内調理とする。
	アレルギー食対応		
	調理マニュアル・衛生管理マニュアルの活用		
	発達状況、摂取状況配慮		
	清掃点検表による清掃		
	サンプル食の展示		
	献立表配布		
<b>保育運営</b>			
	年間行事		<p>具体的内容・処遇等については業務引継ぎ期間を中心に受託法人との引き継ぎを行う。</p> <p>特色&lt;体育&gt;月1回チャレンジデー(年齢、発達に合わせた運動あそび)を実施し、チャレンジカードに記入。保護者と共有。毎日ラジオ体操を実施。さまざまな運動遊びを取り入れている。</p> <p>適宜異年齢交流実施</p>
	入園を祝う日		
	4・5歳児親子バス遠足		
	プール開き		
	七夕		
	なつまつり		
	誕生会(お子さんの誕生日に実施)		
	引き渡し訓練		
	運動会		
	ハロウィン(異年齢交流)		
	クリスマス会		
	新年子ども会		
	節分		
	ひなまつり		
	就学祝賀会		
	お別れ遠足		
	屋外保育(園庭)		
	園外保育(散歩・公園等)		
	連絡帳(0~2歳ルクミー使用)		
	布団・シーツの貸与		
	夏季プール	6月25日~8月31日	
	早番遅番保育士の連携		
	適宜の着替え		
	オムツ(サブスク利用)		
	手作りおもちゃ等の遊び		
	保護者面談(個人面談又は少人数面談)		
	保育参観・保育参加		

現行保育事業内容		数値	
<b>健康管理</b>			
	嘱託医・嘱託歯科医委嘱	各1人	現在の内容を継続する。
	身体測定	毎月	
	健康診断	入園時及び年2回	
	歯科健康診断	年2回	
	職員細菌検査	毎月	
	怪我の申告	通院相当以上	
	日本スポーツ振興センター(災害共済給付制度)	入園時加入	
<b>安全管理</b>			
	施錠・インターフォンの使用	毎日	現在の内容を継続する。
	警察との連携・巡回依頼		
	防災訓練	月1回	
	保育園安全対策マニュアルの周知		
<b>施設・設備保守管理</b>			
	床清掃	月1回	現在の内容を継続する。
	園舎殺虫消毒	年2回	
	敷布団乾燥消毒	年5回	
	掛布団乾燥消毒	年2回	
	毛布乾燥消毒	年3回	
	カーテン洗濯	年1回	
	自動火災報知設備保守	年2回	
	消防用設備保守	年2回	
	非常通報装置保守	年4回	
	<b>保護者会</b>		
	保護者会	年2回	現在の内容を継続し、連携を図っていく。

<参考値>

現行保育事業内容		
<b>職員配置</b>		
	会計年度職員	0歳児特例延長PM3H(1) 保育補助AM4H(1) 保育補助(要支援)AM4H(1) 保育補助(要支援)PM3H(1) 特例延長AM4H(3) 特例延長PM2.5H(1) 特例延長PM3H(1) 特例延長PM3.5H(1) 特例延長PM4H(1) 給食調理補助AM4H(1) 0歳担当栄養士月16日(1) 委託担当栄養士月16日(1) 用務補助AM4H(2) 用務補助PM4H(2)

# 江東区亀高第二保育園運営企画書の作成について

- \* 以下の各項目の順番に沿って、具体的かつ詳細に記載してください。
- \* なお、給食の献立や、感染症対策など、現在運営している施設と同様の内容となる場合は、本企画書への詳細な記載は省略してかまいませんが、内容が把握できる資料名及び当該資料の記載頁を明示してください。
- \* ④安全管理については、江東区地域防災計画等を確認の上、保育園の周囲の環境を考慮し作成してください。
- \* 提出書類の様式は、A4判縦、横書きで自由、左2箇所とじをしてください。

## 1 本園を受託するにあたっての考え方

受託後に実現したい保育、現在行っている保育との連続性、区との協力体制をどのように築いていくかなど、抱負や考え方について記載してください。

## 2 保育園の運営に関する考え方

以下の①～⑪の各項目について、具体的に記載してください。

- ① 保育理念・保育方針・保育目標（こどもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮する姿勢、関係者等への周知の取り組みを含む）
- ② 各年齢に応じた保育内容及び年間指導計画（生活、遊び、養護、教育、3歳未満児の個別指導計画を含む）、一人ひとりの発達状況等についての職員間の情報共有、年間行事計画（ねらい、内容、配慮など）
- ③ 健康・衛生管理（こどもの健康状態の管理、健康診断等、疾病等への対応、与薬管理、感染症対策、施設の衛生管理など園全体としての保健衛生）
- ④ 安全管理（事故の防止、地震や火災などの訓練や備えの安全管理計画、事故等の緊急時の職員の指導と児童への対応、保育園での防犯対策と危機管理、児童への安全教育など）
- ⑤ 給食・おやつ（内容や配慮、アレルギー児への対応、食材の考え方、延長保育での補食、食育の取り組み）
- ⑥ 家族との連絡・連携（日常的な考え方や方法、保護者会、個人面談、お知らせの発行、保護者への情報提供等）
- ⑦ 虐待への対応（虐待の発見や保護者の対応、関係機関との連携の考え方、取り組みなど）
- ⑧ 組織・園運営（情報公開や保護者意見の反映、職員間での情報共有、計画的な運営のための取り組みなど）
- ⑨ 苦情対応の体制（仕組みづくりと具体的な考え方、第三者委員、保護者や近隣住民への対応姿勢・留意事項、職員間での情報共有など）
- ⑩ 利用者のプライバシー・個人情報保護（配慮、考え方など）
- ⑪ 人事管理全般（職員の採用・育成・健康管理などに関する考え方、職員のコンプライアンスや倫理観をどのように担保するのか、具体的取り組みの計画と実績）について

## 3 特別保育事業に対する考え方

以下の特別保育事業に対する考え方やこどもへの配慮、家庭・職員・専門機関との連携等を示してください。

- ① 延長保育（実施にあたっての理念や位置付け、こどもの負担に対する配慮、児童の引継ぎなど職員間での連携等、既存園での実施の有無）
- ② 障害児保育（実施にあたっての理念や位置付け、個別の指導計画の作成、職員間・家庭・専門機関との連携等、既存園での実施の有無）
- ③ 緊急一時保育・・・定員の枠外で1、2名のこどもを一時的に預かる「緊急一時保育」を実施していただきます。（実施にあたっての理念や位置付け、保育園に慣れていないこどもに対する配慮、家庭との連絡等、既存園での実施の有無）
- ④ その他自主事業・・・上記の特別保育事業以外で、地域の子育て支援やサービスアップの観点から実施できる自主事業について、その事業概要やコンセプト等を積極的に提案してください。（自主事業の例：休日保育、年末年始保育等）

## 4 地域との関わりに対する考え方

こどもの生活や発達の連続性を踏まえた小学校との連携、高齢者や地域との交流、また、地域における子育て支援の中核的な施設としての役割や保育所保育指針も踏まえた地域との関わりの方針について提案してください。

## 5 法人の特徴、特色

法人の特徴、特色についてPRしてください。その中で事業の継続性について、具体的に記述してください。

# 選 定 基 準

## 【財務審査(書類審査)】

区分	選定基準	配点
1 財政基盤の安定性	財務状況診断	20

## 【第一次審査(書類審査)】

区分	選定基準	配点
1 既存園を受託するに当たっての考え方	① 受託する姿勢や意欲 ② 受託後の保育についての基本的な考え方 ③ 保護者と園児への配慮	60
2 受託園における保育園運営に関する考え方	① 保育理念・保育方針・保育目標 ② 各年齢に応じた保育内容(発達に沿った保育) ③ 健康・衛生管理 ④ 安全管理 ⑤ 給食・おやつ ⑥ 家族との連絡・連携 ⑦ 虐待への対応 ⑧ 組織・園運営 ⑨ 苦情対応の体制 ⑩ 利用者のプライバシー・個人情報保護 ⑪ 職員の採用・育成・健康管理	430
3 受託園における特別保育事業に対する考え方	① 延長保育 ② 障害児保育 ③ 緊急一時保育 ④ 自主事業	80
4 受託園における地域との関わりに対する考え方	小学校との連携や高齢者、地域との交流、地域における子育て支援の中核施設としての役割など	20
5 法人の特徴、特色	① 法人の特徴、特色 ② 保育事業の継続性についての考え	40
6 移行準備計画書	① 移行準備期間全体 ② 移行準備1年目 ③ 移行準備2年目 ④ 移行準備2年目(合同保育期間)	230
7 受託園での職員配置(案)	① 配置職員数、経験年数、看護師、栄養士の配置 ② バランス ③ 職員採用の考え方 ④ 職員勤務ローテーション表	80
8 法人運営状況と改善状況	① 指導監査における指摘事項と改善状況 ② 法人の施設会計独立性の仕組み	40
9 特記事項	書類審査における特筆すべき事項	20

## 【第二次審査(現地視察・ヒアリング・プレゼンテーション)】

区分	選定基準	配点	審査方法
1 現在運営園の保育内容全般	① 保育の実施 ② 保育環境 ③ 給食関係 ④ 保護者との連絡・連携 ⑤ 健康・衛生管理 ⑥ 安全管理	700	現地視察 ヒアリング
2 現在運営園の運営管理体制	① 苦情への対応 ② プライバシーへの配慮 ③ 安定した雇用 ④ 職員の育成 ⑤ 第三者評価	100	
3 管理・運営について	① 今回の応募の理由、意欲など ② 公設民営施設の指定管理者としての考え方 ③ 移行準備の考え方と計画 ④ 施設をどのように効率的に運営するか ⑤ 保育園運営についての考え方 ⑥ 職員配置計画	150	プレゼン テーション
4 事業計画の実現性	第二次審査全体を通しての印象及び事業の継続性についての考え方	50	第二次 審査全体

亀高第二保育園公設民営化スケジュール概要（予定）

年度	実施内容
令和7年度	<p>5～9月 指定管理者の公募及び審査</p> <p>10月 指定管理者の決定</p> <p>10月～11月 保護者あて指定管理法人決定の連絡</p>
令和8年度	<p>4～3月 法人移行準備期間(行事、保育等の引継内容の協議)</p> <p>随時 法人・区(保育園、保育政策課)による打合せ</p> <p>随時 三者移行準備懇談会(保護者代表・法人・区(保育園、保育政策課)による話合い)</p> <p>随時 保護者説明会</p>
令和9年度	<p>4～3月 法人移行準備期間(行事、保育等の引継の実施)</p> <p>10～3月 合同保育期間(亀高第二保育園において、亀高第二保育園職員と法人職員による合同保育の実施)</p> <p>随時 法人・区(保育園、保育政策課)による打合せ</p> <p>随時 三者移行準備懇談会(保護者代表・法人・区(保育園、保育政策課)による話合い)</p> <p>随時 保護者説明会</p>
令和10年度	<p>4月 指定管理開始</p> <p>随時 移行後の状況調査等</p>

※令和8年度以降のスケジュール等については、受託法人が策定する移行準備計画に準じます。